

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年4月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000403号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年から平成元年まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者記録がなかったが、請求期間に同社に勤務し、ケースの組立製造や商品配送の業務に従事していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚は、請求者が同社に勤務していたと回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業主は請求者の勤務期間、雇用形態等が確認できる資料はないと陳述しているほか、オンライン記録によりA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる13名のうち、事業主と取締役であった事業主の妻を除く同僚11名は、いずれも同社における雇用保険の加入記録が確認できるが、請求者は同社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者の具体的な勤務実態を確認することはできない。

また、閉鎖事項全部証明書によると、A社の成立年月日は昭和61年9月19日であるが、事業主及び同社の社会保険事務担当者であった同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年11月である旨回答しているところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であることが確認でき、同日より前の期間において同社で厚生年金保険の被保険者となっている者は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年11月1日から適用事業所ではなくなった平成5年9月24日までに同社で被保険者資格を取得した13名の中に請求者の氏名はなく、整理番号は連番で欠番はないことから、請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡もない。

加えて、A社の顧問税理士は既に亡くなっているほか、事業主は、請求者の同社における給

与の支払及び給与からの保険料控除について確認できる資料はないと陳述しており、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。